

広島市告示第 88 号
令和 8 年 3 月 4 日

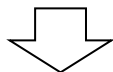
民生委員協議会を組織する区域の一部を令和 8 年 3 月 1 日付けで別表のとおり変更するので、広島市民生委員法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 18 号）第 3 条の規定により、告示します。

広島市長 松 井 一 實

三入地区民生委員児童委員協議会及び白木地区民生委員児童委員協議会の
区域変更について

(現行)

区 分	区 域
三入地区民生委員児童委員協議会	大林一丁目～四丁目 大林町 可部八丁目・九丁目（各一部） 三入一丁目～七丁目 三入南一丁目・二丁目 三入東一丁目・二丁目 可部町大字上町屋 可部町大字桐原 可部町大字南原
白木地区民生委員児童委員協議会	白木町大字志路 白木町大字井原 白木町大字秋山 白木町大字小越 白木町大字市川 白木町大字三田 白木町大字有留 白木町大字古屋



(変更後)

区 分	区 域
三入地区民生委員児童委員協議会	大林一丁目～四丁目 大林町 可部八丁目・九丁目（各一部） 三入一丁目～七丁目 三入南一丁目・二丁目 三入東一丁目・二丁目 可部町大字上町屋 可部町大字桐原 可部町大字南原 白木町大字市川（一部）
白木地区民生委員児童委員協議会	白木町大字志路 白木町大字井原 白木町大字秋山 白木町大字小越 白木町大字市川（一部） 白木町大字三田 白木町大字有留 白木町大字古屋